～家族で「選挙」のことについて話してみませんか？～

NO.2 選挙に関するあれこれを発信する「選挙」豆知識
第2回目の今回は、被選挙権についてお伝えします

被選挙権

被選挙権とは、皆さんの代表として国会議員や都道府県知事、都道府県議会議員、区市町村長、区市町村議会議員に就くことができる権利のことです。

立候補するには、次の要件（条件）が必要です。

○参議院議員・知事　⇒　満30歳以上の日本国民
○衆議院議員・区市町村長　⇒　満25歳以上の日本国民
○都議会議員・区市町村議会議員　⇒　満25歳以上の日本国民で引き続き3カ月以上その区域内に住んでいること

有権者のみんな、
注目！

被選挙権の資格年齢は、選挙期日(投票日)に達していればいいから、立候補の時点ではまだその年齢でなくてもいいんだよ

笛吹市選挙管理委員会　笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先　笛吹市選挙管理委員会事務局　☎055（262）4111